

令和3年7月27日

資料提供

「飲食店感染拡大防止対策助成金」申請受付開始！

県内飲食店に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県の認証制度に係る店舗の環境整備等に要する経費に対する支援を目的に、予算の範囲内で助成金を支給します。

令和3年7月28日（水）より申請の受付を開始しますので、お知らせします。

- 申請期間 令和3年7月28日（水）～令和3年10月29日（金）
- 申請方法 郵送とWEBによる申請の2種類があります。
 - 《郵送》 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請
※令和3年10月29日（金）消印有効
 - 《WEB》 パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請
※WEB申請受付開始は令和3年8月4日（水）です。
※令和3年10月29日（金）午後11：59まで
- 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。
- WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00207970.html>
- 問合せ <助成金に関すること>
「飲食店感染拡大防止対策助成金事務局」 電話番号：0120-020-681
- <県の定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策にかかる認証制度>
「和歌山県危機管理局」 電話番号：073-441-2271

■ 事業概要

《助成対象》 令和3年4月1日（木）から申請日までに購入・設置し、支払いを行った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した消耗品や備品経費
※対象となる消耗品や備品の例（詳細は申請要領を御参照ください。）

消毒液、非接触ディスペンサー、足踏み式消毒スタンド、間仕切り（アクリル板等）、サーキュレーター、網戸、換気扇、サーモグラフィカメラ、エアコン、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器、加湿器、湿度計等

《対象者》 以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 県内で食品衛生法に基づく営業許可を受け、営業実態がある者
- ② 中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
- ③ 県の定める新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に係る認証制度で飲食店の認証を受けた店舗を有する事業者、又はカラオケボックスの認証を受けた店舗を有する事業者

《助成率》 助成対象経費の4分の3以内

《助成額》 1店舗当たり上限30万円

- 詳細は本助成金申請要領を御参照ください。

問合せ

商工観光労働総務課 庄司・西山（2724）

商工振興課 石橋・高垣（2740）